

佐賀県ヨットハーバー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者
佐賀県副知事 坂井 浩毅

◎佐賀県条例第84号

佐賀県ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

佐賀県ヨットハーバー条例（昭和63年佐賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第3条 ヨットハーバーを使用する者は、別表に掲げる額の使用料を同表に掲げる納期までに納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料（別表に掲げる給水施設に係る使用料を除く。）の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はその学校で構成する団体が行う行事にヨットハーバーを使用する場合</p> <p>(2) 公益財団法人佐賀県体育協会に加盟する団体が主催する体育行事（スポーツ行事を含む。）又はその団体が行う選手の養成及びその資質の向上を図るための練習にヨットハーバーを使用する場合</p> <p>(3) その他知事が特に必要と認める場合</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないで使用することができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付する。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>(位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(指定管理者)</p>

改正前				改正後																													
<u>第6条 略</u>				<u>第3条 略</u> (利用料金)																													
(補則) <u>第7条 略</u> 別表 (第3条関係)				<u>第4条 ヨットハーバーの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</u> 2 前項の利用料金は、ヨットハーバーの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。																													
				(補則) <u>第5条 略</u>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料 (円)</th> <th>納期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>1 9時から13時まで又は 13時から17時までの間に おいて使用する場合</td> <td>3,480</td> <td>使用日 の1週 間前</td> </tr> <tr> <td>2 9時から17時までの間 において使用する場合(1に該当する場合を除く。)</td> <td>6,960</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">浴室</td><td>1人1回につき</td><td>110</td> <td>使用の 際</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>宿泊室</td><td>小学校児童 中学校生徒 高等学校生</td><td>1人1泊につき</td><td>230</td><td>使用日 の1週 間前</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							区分	使用単位	使用料 (円)	納期	研修室	1 9時から13時まで又は 13時から17時までの間に おいて使用する場合	3,480	使用日 の1週 間前	2 9時から17時までの間 において使用する場合(1に該当する場合を除く。)	6,960		浴室		1人1回につき	110	使用の 際				宿泊室	小学校児童 中学校生徒 高等学校生	1人1泊につき	230	使用日 の1週 間前			
区分	使用単位	使用料 (円)	納期																														
研修室	1 9時から13時まで又は 13時から17時までの間に おいて使用する場合	3,480	使用日 の1週 間前																														
	2 9時から17時までの間 において使用する場合(1に該当する場合を除く。)	6,960																															
浴室		1人1回につき	110	使用の 際																													
宿泊室	小学校児童 中学校生徒 高等学校生	1人1泊につき	230	使用日 の1週 間前																													

改正前				改正後
<u>徒 上に掲げる 者以外の者</u>	<u>1人1泊につき</u>	<u>460</u>		
<u>艇置場</u>	<u>1艇1日につき</u>	<u>580</u>	<u>使用の 際</u>	
	<u>1艇1月につき</u>	<u>8,130</u>	<u>使用日 の1週 間前</u>	
	<u>1艇1年につき</u>	<u>81,300</u>		
<u>給水施設</u>	<u>30分につき</u>	<u>230</u>	<u>使用の 際</u>	
<p><u>注 給水施設を使用する場合において、使用時間で30分未満のもの又は30分未満の端数は、30分として計算する。</u></p>				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の佐賀県ヨットハーバー条例第4条の規定によりこの条例の施行の日から指定管理者に利用料金を納入することとなるヨットハーバーの施設については、平成27年3月31日までに施設の使用の許可を行った当該施設の使用に係る使用料については、県に帰属するものとする。